
令和4年度 国内石油天然ガスに係る地質調査・メタンハイドレートの研究開発等
事業(メタンハイドレートの研究開発)に関する委託業務に係る

「生産システムのリスク評価業務」

参加意思確認公告

(No. JMH-22-026)

令和4(2022)年 7月 1日

日本メタンハイドレート調査株式会社

日本メタンハイドレート調査株式会社(以下、「JMH」という)は、経済産業省による「令和4年度 国内石油天然ガスに係る地質調査・メタンハイドレートの研究開発等事業(メタンハイドレートの研究開発)」の一環として行う「生産システムのリスク評価業務」について適切に遂行可能な外注先を募集します。

下記の参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認公告を行います。

記

1. 業務名称

生産システムのリスク評価業務(以下、「本業務」という)

2. 契約及び業務実施期間(予定)

契約締結日(令和4(2022)年8月)～令和5(2023)年2月28日

3. 業務内容

本業務は、昨年度に整理した次フェーズ海洋産出試験^{*}の概略工程をもとに、特に海底設備の調達と現地施工に関して、工程に影響を及ぼす恐れのあるリスク及び対処策を整理する目的で実施する。

^{*}『海洋エネルギー・鉱物資源開発計画』(経済産業省、2019年2月改定)で示された2023年度以降に実施が予定されている海洋産出試験

具体的には、下記項目を実施する。

(1) 前提条件の整理

次フェーズ海洋産出試験の概略工程は、JMHが現在想定する操業条件や設備構成といった試験条件に基づいて作成された。ここでは、その概略工程と試験条件をレビューし、情報に不足があればJMHとの協議を経て明確化し、リスク検討の前提条件を整理する。

(2) リスクの抽出

概略工程をもとに、各作業工程において工期の遅延、コスト超過、その他のプロジェクト実行に影響を及ぼす恐れのあるリスクを抽出し、そのリスクの大きさ(蓋然性、重要度)と対応の方針案を整理する。

なお、検討対象となる機器調達の工程には、製造、検査、試験(FAT、SIT等)、輸送等が、また現地施工には据付や撤去等が含まれる。

(3) 対処策の案出し

上記(2)において抽出された、対処すべきリスク項目に対して、対処策の候補を提案する。

尚、上記調査内容については、JMHの裁量により、変更される場合がある。

4. 参加資格

- (1) 海洋油ガス田開発(メタンハイドレートを含む)に係るリスク検討の実績を有すること。
 - (2) 債務超過又はそれに類する状態(ただし、本業務の確実な履行に必要な資金等が確保されている場合を除く)にないこと。
 - (3) 会社更生法や民事再生法もしくはそれに類する法律の適用を受けていないこと。
 - (4) 現在、経済産業省、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構又は国立研究開発法人産業技術総合研究所から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の措置を受けている期間中でないこと。
 - (5) 令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)の内、「役務の提供等」において「A」、「B」若しくは「C」の等級の競争参加資格を有する者であること。
- 尚、業務内容の一部のみを受託することは認められません。

5. 提出書類・提出方法

- (1) 提出書類(E-mailでの送付も可)
 - ① 参加意思確認書(書式は問いません。)
 - ② 会社案内等、事業者の概要が記載されている資料及び直近3年間の財務諸表
 - ③ 競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
 - ④ 『4. 参加資格(1)』に記載した海洋ガス油田開発(メタンハイドレートを含む)に係るリスク検討に関する検討業務の実績
- (2) 提出書類送付先
〒100-0005
東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー21F
日本メタンハイドレート調査株式会社
総務部資材グループ
E-mail: tender.admin@jmh.co.jp
- (3) 提出期日
令和4(2022)年7月15日(金)15:00時までに郵送・宅急便・持ち込みまたはE-mail添付にて提出して下さい。
- (4) 本公告に関する問い合わせ
令和4(2022)年7月8日(金)12:00時(正午)までに、上記5.(2)に記載のアドレス宛にE-mailにより問い合わせ願います。

6. その他

- (1) 本参加意思確認公告の結果、参加資格を満たすと判断された応募者に対し、本業務に関する見積依頼書を送付します。
- (2) 本業務は、経済産業省資源エネルギー庁から当社が委託を受けて実施する事業の一部を外注するものです。その事務処理・経理処理を行うにあたっては、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル(令和3年1月)」の規定、特に「大規模事業」に係る規定が適用されることをご了解の上、参加をお願いします。
- (3) 本業務の上限金額は、10,000,000円(税抜)です。

以上